

(第 1 面)

産業廃棄物処理計画書

令和7 年 5 月 22 日

秋田県知事 鈴木 健太 殿

提出者

住 所 秋田県大館市字水門前75番地4

氏 名 株式会社伊藤羽州建設

代表取締役 石山清武

電話番号 0186-42-1111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社伊藤羽州建設
事業場の所在地	秋田県大館市字水門前75番地4
計画期間	令和 6 ⁷ 年4月1日 ~ 令和 7 ⁸ 年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	総合建設業
② 事業の規模	元請完成工事高 : 20億
③ 従業員数	70人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	当社から発生する産業廃棄物は、建物解体・改修・建築工事現場、河川整備・道路整備補修等工事現場より建設混合物、建設汚泥、コンクリートガラ、アスファルトガラ、廃プラスチック類、廃石膏ボード、汚泥、金属屑、木屑、紙屑、その他ガレキ類等である。このうち全発生量の約90%以上にあたるコンクリートガラ及びアスファルトガラは、委託先の中間処理場にて破碎し、その全部を再生アスコン及び再生路盤材に再資源化されている。建設汚泥は

(日本工業規格 A7414 番)



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

店社安全衛生管理責任者（取締役社長）



産業廃棄物収集運搬契約責任者（秋田支店常務）



産廃収集運搬者の管理（土木部部長）



現場責任者（工事部：現場代理人及び主任技術者）



産業廃棄物管理票（事務担当者：発行⇒現場責任者：処分場⇒事務担当者：集計報告書作成）

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	アスファルトがら	その他がれき類	廃プラスチック類	金属屑	木屑	廃石膏ボード	混合（安定型のみ）
	排出量	2,049.40 t	1156.52 t	3.96 t	8.80 t	7.22 t	46.86 t	4.86 t	0.70 t
②計画	（これまでに実施した取組） 当事業所で排出される産業廃棄物は、建設工事現場から排出されるがれき類（コンクリートがら・アスファルトがら）、廃プラスチック類、工事支障木、伐根が大半になります。排出量は受注工事内容によって変化しますが、再利用の拡大を図り、排出量の抑制をします。								
	【目標】								
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	アスファルトがら	その他がれき類	廃プラスチック類	金属屑	木屑	廃石膏ボード	混合（安定型のみ）
②計画	排出量	1000.0 t	500.0 t	3.0 t	5.0 t	5.0 t	30.0 t	3.0 t	0.5 t
	（今後実施する予定の取組） できるかぎり再利用・資源化の取組を徹底してまいります。大規模な解体工事の受注等により、計画が困難になることも予想されます。								

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・がれき類・・・コンクリートがら・アスファルトがら ・混合・・・再資源化できるもの・埋立するもの 現場での分別解体の実施と再資源化施設への処理委託 建設汚泥は排出地業場（現場敷地）にて100％第3種処理土として再利用
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 発生するアスファルトがら・コンクリートがらの100％再資源化 建設汚泥は第3種処理土として100％再資源化

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類_	その他 ガレキ類	木屑
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類_	その他 ガレキ類	木屑
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類_	その他 ガレキ類	木屑
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類_	その他 ガレキ類	木屑
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	その他 ガレキ類	木屑
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	その他 ガレキ類	木屑
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	その他 ガレキ類	木屑
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	別紙 別表1		

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	その他 ガレキ類	木屑
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙 別表2		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

別表1

【前年度（令和6年度）実績】								
産業廃棄物の種類	コンクリートガラ	アスファルトガラ	その他 ガレキ類	廃プラスチック類	金属屑	木屑	廃石膏 ボード	混 合（安 定型のみ）
全処理委託量	2049.40 t	1156.52 t	3.96 t	8.80 t	7.22 t	46.86 t	4.86 t	0.70 t
優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	229.19 t	15.59 t	3.00 t	5.75 t	0.19 t	0.00 t	4.86 t	0.70 t
再生利用業者への 処 理 委 託 量	1820.21 t	1140.93 t	0.96 t	3.05 t	7.03 t	46.86 t	0.00 t	0.00 t
認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t	t	t	t	t	t	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t	t	t	t	t	t	t
（これまでに実施した取組） 木くずは効率の良いリサイクル業者の選定により、チップ化し、製紙原料、土木資材、肥料・飼料、農業資材などのマテリアルリサイクルや、木材チップ、バイオマスエネルギー等、サーマルリサイクルなどで再利用される。 また、廃石膏ボードなどは優良認定業者に処分を委託した。								

別表2

[illegible]